

わかりにくい警察法 - どこが問題なのか

2022年2月27日
角田富夫（盜聴法に反対する市民連絡会）

法律家でもなく、警察問題に詳しいわけでもないですが、国会に提出されている警察法改悪案を読み、現行警察法を熟読せざるを得なくなり、同法に大きな疑問を感じました。

警察法は、非常に読みにくい、わかりにくい法律的構造になっています。

どこが分かりにくいのかを明かにすることが、警察法改悪案を考えるうえで重要と考えています。

現行警察法は、条文を読めば明かですが、国家公安委員会—警察庁—都道府県公安委員会—都道府県警察という順序でその任務について書かれています。

1、まず現行警察法で分かりやすいところについてです。

第一に、警察法2条（警察の責務）の「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」が第36条で都道府県警にあるとされていることです。つまり、警察法の核心である犯罪などの捜査権限は都道府県警察にあるということです。

このことは、警察庁には、犯罪などの捜査権限がないことを意味します。この点は極めて重要です。

条文には次のように記されています。

（警察の責務）

第二条

1 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

（設置及び責務）

第三十六条

1 都道府県に、都道府県警察を置く。

2、都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。

この第二条の責務に任ずるという規定は、警察庁にはありません。警察庁には捜査権限はないのです。現行警察法の核心が都道府県警察にあるといわれる所以です。

都道府県をまたぐ広域犯罪や一都府県で処理できない事案などについて、警察庁が調整する権限を与えていますが、しかし、警察庁が直接捜査することはできません。例外が一つあります。

第二に、国家公安委員会制度です。

国家公安委員会が 国の公安にかかる警察運営をつかさどるとされ、また、国家公安

委員会に警察庁を置く（第15条）と、極めて重要な役割を与えられています。条文では次のように記されています。

第五条（任務及び権限）

1 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察裝備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

4 国家公安委員会は第一項の任務を達成するため、次に掲げる事項について警察庁を管理する。

1～26項目（略）

※この項目の6にサイバー事案、重大サイバー事に関する規定が新設され、新たに第16項が設けられ、重大サイバー犯罪事案にかかわる犯罪の捜査などが規定されています。

」

国家公安委員会が警察法の中ですごく重要な位置づけを与えられていますが、同委員会の庶務は警察庁で処理するとされ、独自の事務局もありません。その任務が警察庁に丸投げされています。事実、同委員会は、週に一度集まり、警察庁から事件の重要な報告などを受け、その追認機関になっています。この問題点はずっと指摘され続けています。

重要なことは、国家公安委員会が警察運営をつかさどるとされながら警察庁に対する指揮監督権限がないことです。国家公安委員会とはなんのという疑問がおこる所以です。

※1947年警察法（自治体警察）では、公安委員会は警察の運営管理をおこなうとされていました。現行警察法では運営管理の「管理」が削除されました。現行法は運営はよいが管理は認めない、警察庁は国家公安委員会の指揮監督はうけないと読みます。

2、次に警察法の分かりにくいところです。

第一に、国家公安委員会と警察庁の関係です

国家公安委員会が家公安委員会はその所掌事務を警察庁に丸投げしていることです。

警察庁には捜査権限、捜査に対する指揮監督権限はありませんが、都道府県警察について次のことについて指揮監督することができるとされています。それが、都道府県警察警察では対応できないとする、第5条4項に規定する1～26号です。ぜひ、目を通してください。警察装備、犯罪統計、幹線道路の交通規制、国際捜査共助、広域組織犯罪、大規模災害や騒乱などに限定されています。既に指摘しましたが5条4項6号この広域組織犯罪等にサイバー犯事案、重大サイバー事案が新設されました。また第16号の皇宮警察のところに重大サイバー事案の捜査などが新設されました。警察庁が指揮監督できる権限をもつのは条文的にはこの第5条4項1号～26号にかかわることだけです。

第十六条（長官）

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の

所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

第十七条（所掌事務）

警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第5条第4項各号に掲げる事務をつかさどり、並びに第5項、及び第6項に規定する事務について国家公安委員会を補佐する。

つまり、警察庁が都道府県警察を指揮監督できるのは、所掌事務である警察法第5条第4項で規定する26項目だけだということです。改悪法案が成立すれば重大サイバー犯罪事案の捜査がくわわり、27項目になります。

この第5条の第4項の各号をよくみていただきたいのですが、これらの中には「検査権限」が規定されたものは一つもありません。つまり、今回の改悪法で初めて警察庁は検査権限を手に入れることができます。

※現行警察法では、警察庁は検査権限がないばかりか、検査に対する指揮監督権限もないということです。

第二に、警察庁と管区警察局との関係です。

警察法は第31条で、警察庁は自らの所掌事務を分掌させるため、全国に6つの管区警察局をもうけることができるとしています。条文をみればわかりますが、管区警察局がほとんどの所掌事務を引き受けことになります。「分掌」とは「仕事・事務を手分けして受け持つこと」、「分担」することです。

要するに、警察庁が所掌事務で引き受けるのは26項目のうち、皇宮警察（第16号）、犯罪統計に関する事務（第21号）、警察装備に関する事務（第22号）だけになります。

第三十一条（管区警察局長等）

1 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第4項第2号、第4号から15号まで、第17号から20号まで及び23号から26号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

第三に、なぜ警察庁に内部部局として、警備局、生活安全局、刑事局が置かれているのかということです。

警察庁には検査権限はありません。検査に対する指揮監督権限もありません。しかも、所掌事務のほとんどを管区警察局に分掌させています。警察法の条文解釈からは、警察庁はもっとスリムでなくてはなりません。

ところが、警察法の条文からは理解できない、警備局、刑事局、生活安全局が設置されています。情報通信局、交通局の設置は理解できます。警察法第5条4項の26項目のなかに情報通信、道路交通に関する項目があるからです。

検査権限も検査に対する指揮監督権限もない警察庁にこの三部局がおかれている条文上の根拠がありません。検査権限は都道府県警察にあるのですから、警備局（もしくは警備部）、刑事局（もしくは刑事部）、生活安全局（もしくは生活安全部）は都道府県警察における

ばよいはずです。なぜ、警察庁に設置されているのか。しかも、重要なことは、例えば「生活安全局の所掌事務」とされていますが、この各局の所掌事務規定は、都道府県警察に指揮監督権限をもつ規定なのかということです。警察法では、警察庁が指揮監督できる所掌事務は警察法第5条4項の26項目だけです。この所掌事務と、生活安全局などの所掌事務は同じ内容なのでしょうか。疑問です。

警察法がよくわからないのはこうした警察庁にかかる規定のところです。

結論、警察法で警察庁のところがよくわからないのは、国家警察への道を開くことを前提に警察法がつくられているからです。そう考えると、なぜ、生活安全局、警備局、刑事局に所掌事務の規定があるのかよくわかります。近い将来、警察庁が都道府県警察に対する指揮監督権限を確立する、そういう狙いがこめられているということです。

サイバー警察局の新設は、公然と都道府県警察に対する指揮監督権限の復活への道をひらこうとするものにはなりません。

サイバー対策をテコに国家警察への道を開こうとする警察改悪法案には反対です。

以上です。